

## 国民健康保険制度の見直しに関する指定都市市長会要請

今般、国保基盤強化協議会の「国民健康保険の見直しについて（中間整理）」が示されたところであるが、未だ財政上の構造問題の解決のための具体策は明らかにされておらず、また、都道府県と市町村の役割分担についても、今後検討すべき論点は多い。こうした中、多くの被保険者を有し、制度の見直しにより多大な影響が想定される指定都市は、当該協議会の直接の構成員となっておらず、また、十分な協議等を行う機会も与えられていない。

指定都市市長会は、「安定的で持続可能な医療保険制度を再構築するためには、市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、国の責任を明確にした上で、全ての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早急に実現すべきである」という立場であるが、今回示された「国民健康保険の見直しについて（中間整理）」に対しては、次の点についてさらなる検討を行うよう要請する。

### 1 国民健康保険が抱える財政上の構造問題の解決について

国民健康保険の財政基盤を抜本的に強化し、財政上の構造問題の解決を図るための具体策について、国が関係機関相互の調整的役割を十分に果たし、更なる追加公費の規模やその財源などを含めて早急に提示されたい。

### 2 国民健康保険の運営に関する都道府県と市町村の役割分担について

保険料の設定の在り方について分賦金方式が示されているが、財政支援策の規模によっては、実質的な財政責任をこれまで同様、市町村が負うことにもなりかねない。このため、分賦金方式の導入は、法定外繰入の解消など国民健康保険の財政上の構造問題の解決を前提とすべきである。

また、市町村ごとの分賦金の決定にあたり、保険料収納へのインセンティブを確保する観点については、「市町村の自助努力だけで対応することが難しい『収納率の低さ』」に配慮することが必要である。

さらに、分賦金については、医療費適正化へのインセンティブを確保するために、医療費水準を考慮することとされているが、保険者の規模や地域性などにより、その責によらない様々な要因が医療費に影響を及ぼしていることから、算定する仕組みを構築する際には、その点に十分配慮されたい。

都道府県が、単に保険料収納や医療費水準に応じて機械的に分賦金を算定するのではなく、保険者としての実質的な財政責任を担い、あわせて効率的な医療提供体制の構築に向けた役割をしっかりと果たすことのできる仕組みとする必要がある。

### 3 新たな制度への移行について

プログラム法では、平成 29 年度を目途として新たな制度へ移行するとされているが、制度改革の将来的なビジョンを明確に示すことはもとより、平成 27 年度から実施される保険財政共同安定化事業の対象の拡充による影響を見極めた上で、地方との協議、検討を尽くして制度設計に万全を期すとともに、平成 29 年度の移行にとらわれることなく、十分な準備期間を設定しなければならない。

特に、指定都市では、その都市規模からシステムの設計・改修等の準備にも相当の期間を要するものであり、移行時期については特に配慮されたい。

今般の国民健康保険を含めた医療制度改革は国全体の問題であることを踏まえ、新たな地方負担を招かないようにするとともに、すべての市町村が新制度へ円滑に移行できるよう財政面も含めた必要な措置を講じられたい。

### 4 指定都市の役割について

指定都市は、人口移動が多いことや今後急速に高齢化が進むなど大都市としての問題が顕著に現れ、国民健康保険においても保険料収納率の低さや法定外繰入の多さなど大規模保険者ならではの課題があるとともに、国民健康保険財政全体に与える影響も小さくない。

については、全国市長会が参加している国保基盤強化協議会とは別に、指定都市の意見を取り入れる、又は参加できる機会を設けられたい。

平成 26 年 9 月 12 日  
指 定 都 市 市 長 会